

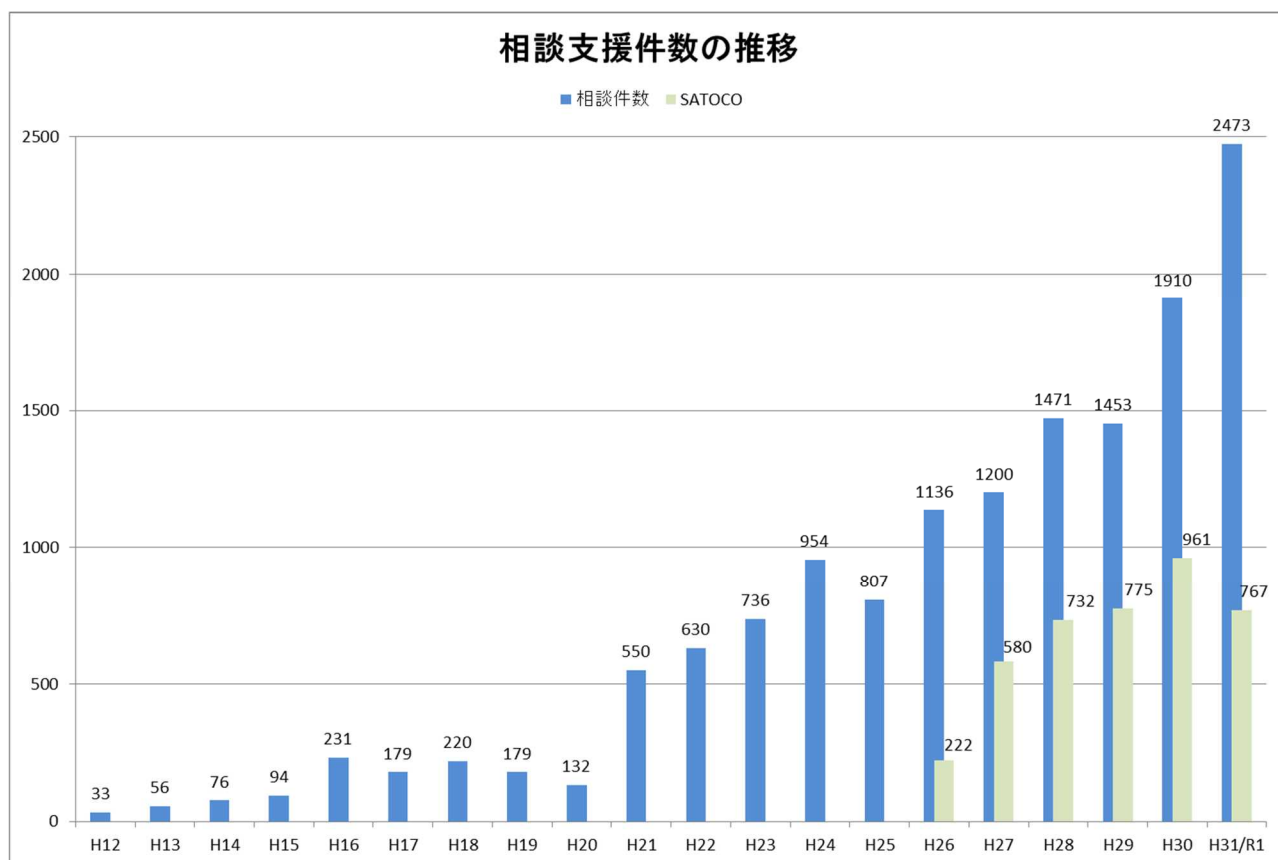
研修「ワンストップ支援の成果と課題」事業の実施報告について

滋賀県では、犯罪被害者等に対してワンストップで途切れない支援を実施するため、2年間にわたり警察庁事業を活用し、帝京平成大学の太田淳子教授に御協力いただいて、犯罪被害者等支援における関係機関連携を進める取組を行ってきました。その成果と課題について述べていきます。

取組について説明する前に、まず滋賀県の犯罪被害者等支援およびワンストップ支援センターの状況を説明します。

支援の中心となっているのは民間支援団体＝公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター（以下「OVSC（Omi Victim Support Center の略称）」という。）です。行っている支援は他の都道府県と同様ですが、性暴力被害者に対するワンストップ支援センターの中長期の相談を担当していることもあり、支援件数が多くなっています。件数は年々増加し、令和元年度の支援実績は2,473件となっています。

（OVSC の相談支援件数の推移）

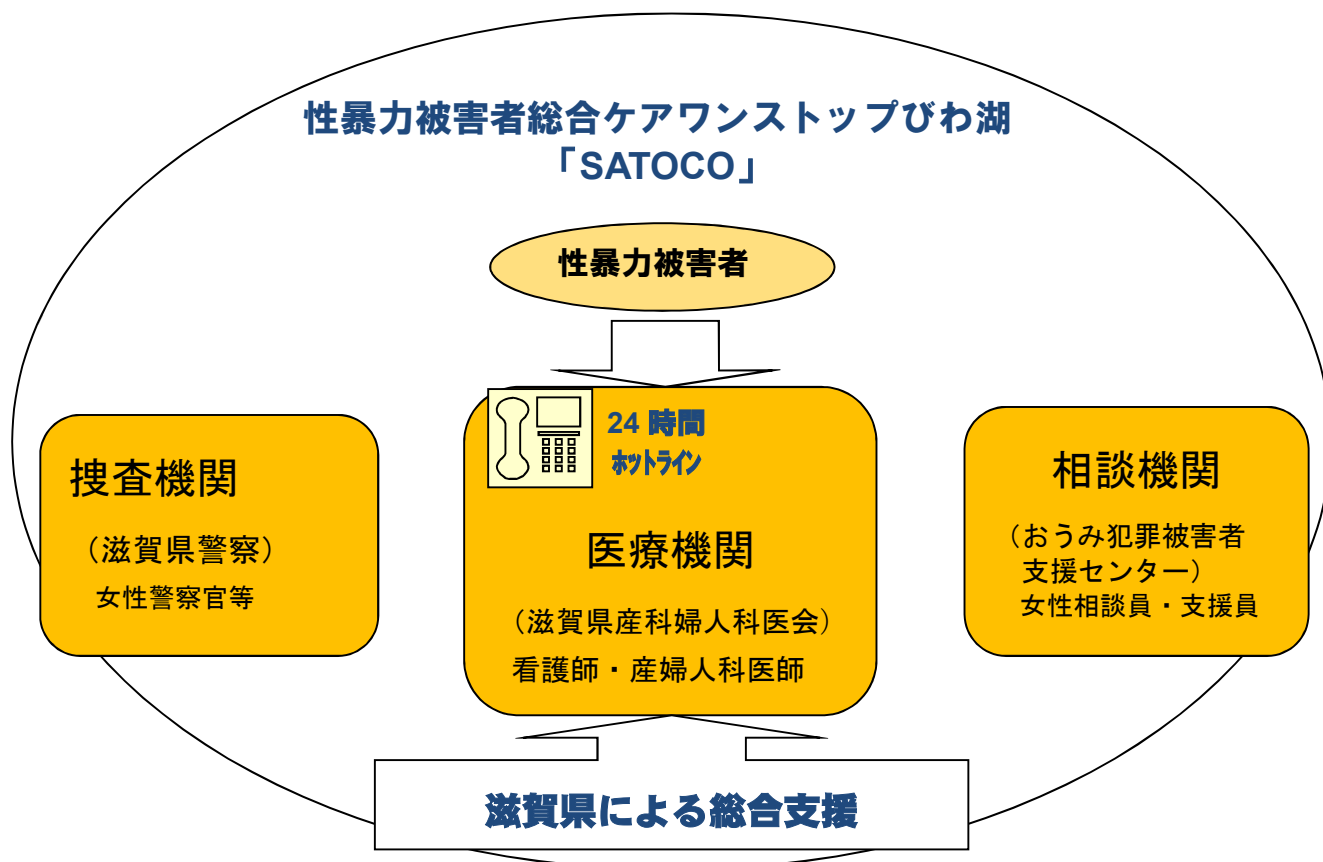


滋賀県における犯罪被害者等支援の電話相談は、平成19年度から2年間は県庁舎内に属

託員を配置して専用の電話相談窓口を開設していましたが、相談件数が伸びないこともあり平成 21 年度から犯罪被害者総合窓口を OVSC へ委託しています。この委託は OVSC への支援の側面もあり、人件費と電話相談に要する経費を負担しています。

また、平成 26 年 4 月に 24 時間体制の性暴力被害者支援ワンストップ支援センターとして性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (Sexual Assault victim Total Care One stop BIWAKO) (以下「SATOCO」という。) を開設し、滋賀県産科婦人科医会、OVSC、滋賀県警察、滋賀県の 4 者で連携して運営しています。

(関係図)



ワンストップ支援の窓口となるのは医会から業務を委任されている産婦人科の医療機関で、看護師が 24 時間体制で相談を受け付けています。

滋賀県方式の特徴の一つは、医療機関を拠点として連携しており、看護師が電話対応していることです。性暴力被害者支援看護職 SANE (Sexual Assault Nurse Examiner) の資格を持つ女性の看護師が相談に当たっており、専門的知識と技術を持つ看護職として、医師と協力し適切に対応することができます。早期に性感染症の検査や治療・緊急避妊を受けることが可能となっています。

二つ目の特徴は、電話が携帯電話 (スマートフォン) であることです。複数のスマートフ

オンを使い、切り替えることで電話の受け渡しを行って 24 時間対応していますし、メールにも対応しています。

三つ目には、SATOCO の連携に滋賀県警察が入っており、警察に被害届を出した被害者の心と体のケアを SATOCO で行うとともに、証拠採取も行っています。

四つ目には、OVSC が医療機関から相談を引き継ぎ、情報提供、心のケア、裁判所などへの付添支援といった支援を中長期で行っています。

このように良い点も多いのですが、課題としては、医療機関で電話対応を行っている看護師に担当の偏りがあり特定の人負担が大きくなっていること、そして性暴力の被害者は心身に深刻な被害を受けた方が多いため、SATOCO が始まってから付添支援が大幅に増加するなど、OVSC の支援員の負担も大きくなっていることが挙げられます。

OVSC が非常に多くの相談や支援を行っている一方で、市町の窓口寄せられる相談は非常に少なく、相談のほとんどは、見舞金申請に係るものとなっています。

以上が滋賀県の状況です。犯罪被害者等支援を進める上での課題は多いですが、今回は、支援の中心になっている OVSC と関係機関の連携を強化することを目的に事業を実施しました。

平成 30 年度は、滋賀県犯罪被害者等支援条例を施行した年であり、これを契機に支援をより一層推進していこうという年でした。

私はこの平成 30 年 4 月に異動してきました。県は県警察の犯罪被害支援室や犯罪被害者総合窓口を委託している OVSC とのやり取りはありますが、被害者からの直接的な相談はありませんし、具体的な支援も行っていません。同じ犯罪被害者等支援を行っている検察庁や法テラスといった機関、弁護士会などの団体と情報をやり取りすることはありません。

滋賀県における相談の流れは、まず OVSC に相談が入り、そこから被害者に寄り添いながら、支援ニーズを確認し、心のケアや様々な支援にあたるというものです。他機関の協力が必要な場合は、聞き取った支援ニーズをコーディネートして、連絡会議の開催など具体的な支援へつなげていきます。性暴力であればその前に、医療機関や警察に相談（届け出）があり、その後、被害者の同意を得てセンターに情報が伝えられます。

平成 30 年度に警察庁事業で支援ネットワークの連携を強化する事業を行うと決まっていますが、「連携」という言葉からは具体的なイメージが湧かず、県や市町の役割を考えると、実体として、県や市町は専門的な機能はなく、他の部局が持つ支援サービスが必要な時に仲介する役割があるだけでした。

そういった現状の中で何ができるか考えたのが、一つ目に先ほど接点がないと述べた検察庁などとの接点を作ることと、二つ目に他に防災や防犯など様々な業務を抱えていて犯罪被害者等支援にほとんど関わることがない市町のために、犯罪被害者等支援とはこんなものだと、こういうことが市町に求められているということを伝え、実際に被害が発生した

ときに必要な支援が被害者に配慮して行えるよう、理解を深めることでした。

犯罪被害者等支援とはこういうものだ、市町に求められていることはこういうことだという答えは、様々なところを書いてありますし、滋賀県でも以前に作成したハンドブックなどにも記載しています。しかし、あまり分厚い冊子では読む気も起きませんし、知りたい情報が見つげにくいいため、被害者が市町の窓口に来られた時に、手元に置いて必要なことを聞き漏らさないようにする共通支援ツールを作ることにしました。

横浜市がニーズアセスメントシートを作成する取組をされていたので、これを組み込んだものを作成することとしました。ツールの検討メンバーは、接点の少ない検察庁などの機関、市町、OVSC、県警察にお願いしました。

まず、事前アンケートを実施し、被害者等の困りごとや希望（ニーズ）を把握している状況を確認したところ、ニーズ把握用の様式を使用していない機関が多く存在しました。また、独自の様式を使用している機関は、その様式の利点として、必要な情報を漏れなく聞くことができること、誰が対応しても一定のニーズが把握できること、他機関との連携の際に確認や活用ができることをあげており、アセスメントシートの有効性が滋賀県でも確認できました。

第1回検討会では、まず、被害者等の視点を念頭に置いて検討を進めるため、被害者遺族としての経験や被害者ノート「つむぎ」について、アドバイザーをお願いした京都府の支援コーディネーターの岩城氏にお話をお伺いしました。その後、初回の事例検討で、殺人事件の仮想事例でグループワークを実施しました。

第2回検討会では性暴力事件の仮想事例、第3回検討会では交通事件の仮想事例でグループワークを実施しました。

第4回検討会では、傷害事件の仮想事例を用いて、警察、犯罪被害者支援センター、市の相談窓口の3場面を想定し、相談面接場面のデモンストレーションを行い、後半は、ロールプレイした者、観察していた者によるグループワークを実施しました。

この4回の検討会を通して、被害に遭った方とその家族・遺族のニーズが時間の経過により変化していくこと、被害者等の置かれている状況を理解し、わかりやすく、粘り強く対応していく必要性について共有できました。そして、グループワークを通して関係機関の相互理解が進んだこと、また参加者間で顔の見える関係ができたことは、この事業の大きな成果だと考えています。

令和元年度は、平成30年度に作成した共通支援ツール（犯罪被害者等支援ガイド）を使用して、犯罪被害者等支援への理解促進とOVSCと市町の連携を強化する事業、そして、学校関係者に生徒本人およびその家族が被害に遭った場合の犯罪被害者等支援への理解の促進を図る事業を企画しました。

この年の5月に滋賀県で被害者支援が必要となる大きな事故が発生しました。大津市で園児2人が死亡し、14人の園児と保育士が重軽傷を負うという交通事故です。本当にいつどのような事件、事故が発生し、巻き込まれるかわかりません。令和2年4月に被告に禁錮4年6カ月の判決が確定しましたが、刑の確定までに1年という時間がかかっています。この事件で、OVSCは被害者家族の相談、弁護士との調整、裁判所への付添、被害者家族のカウンセリングなどに尽力されました。支援は長期間にわたり、今も被害者家族とつながっています。

いつどこで事件、事故、そして犯罪被害が発生するかわからないということを考えると、実際の事件と研修では違うところがありますが、県の担当である私も含めて、犯罪被害者からの相談を受けていない人間に被害者支援とはこういうものだの実感を持ってもらうためには、事例検討をするのは有効な方法だと思いました。

そこで令和元年度の事業で、OVSCと県警察に相談業務のデモンストレーションを実施していただき、市町の担当者に参加してもらいました。

詳しくは、報告書を読んでいただきたいのですが、デモンストレーションは被害者の母親Eさんが、警察署に相談に行ったところから始まります。

場面① 母親Eさんが警察署で相談

場面② 母親Eさんが警察本部の支援センターで相談 ⇒ OVSCへ情報提供

場面③ 母親EさんがOVSCで相談

場面④ 市の担当者がOVSCと意見交換

場面⑤ 母親Eさんが市役所で相談（OVSCは付添支援）

このように進んでいき、グループワークとして市町としてどのような支援、調整ができるかということを考えました。

模擬事例 ※次の事例は、本事業のために創作した仮想事例です。

〔事件の概要〕

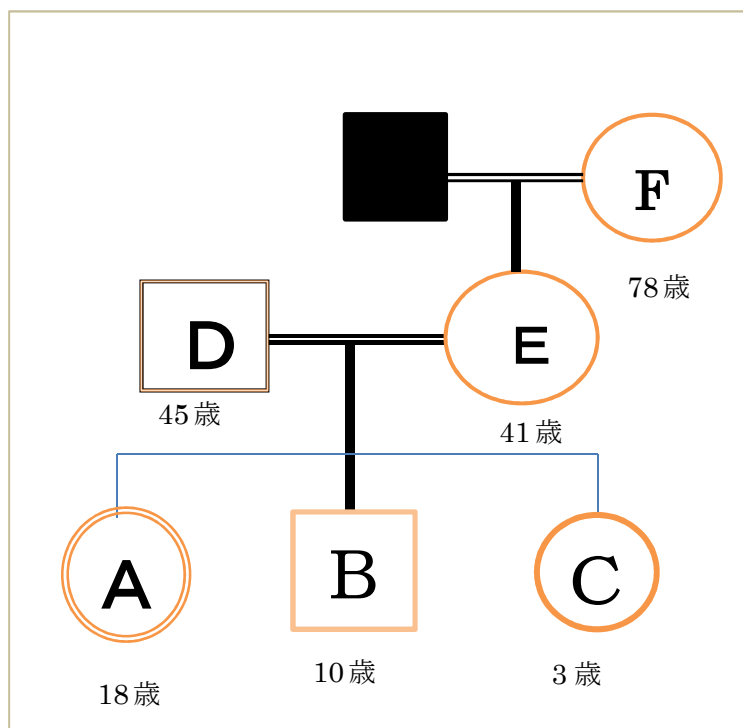
*月*日夜21時頃、サークル活動から自転車での帰り道、Aさん（18歳・女性・大学生）が、後ろから見ず知らずの男にバックをひったくられそうになり、転倒しながら抵抗したところ、ナイフで切り付けられたうえに、複数回蹴られて腰の骨を折るなど重傷を負った。

また、男を止めようとしてちょうど勤めからの帰宅途上で近くにいた父親のDさん（45歳・会社員）は逃げようとする男に突き飛ばされ、頭を打ち大けがをした。Dさんは、脳に重い障害が残り、介護が必要な状態になるだろうと主治医から言われている。

なお、男は逃走したが、その後、すぐに逮捕された。無職の状態だった。

〔被害者Aさんと家族の状況〕

- ・滋賀県〇〇市の賃貸住宅で家族5人、父親Dさんと母親Eさん（41歳）、弟Bさん（小学校4年生、10歳）、妹Cさん（3歳）で暮らしていた。
- ・父親方の祖父母は他界していない。母親方の祖母Fさん（78歳）は近所に暮らしている。



OVSCの方がこの研修の中で言われていますが、被害者は困って相談に行かれますので、その方が置かれている状況に配慮した言い方をしたほうがいいのですが、行政側としては、できないと決まっていることをあいまいに伝えると、相手方に正しく伝わらない恐れがあります。ここに正解はないのですが、困っている方の支援者であるという気持ちを持って接することが大事だと思います。

また、OVSCからは、「役所内でのコーディネーターとなり、庁内で様々な制度を集めてきて、OVSCと一緒に支援をしていけたら、生活福祉面での支援がより充実する」との発言もありました。

大塚先生が最後にまとめてくださっているのも、また報告書をお読みください。

令和元年度の二つ目の事業は、学校関係者の研修です。

こちらは、熊本県が実施されたものと同様です。2004年に佐世保市で発生した児童殺害事件について、当時中学生だった被害者家族に事件のあった日から現在までをお話いただきました。

被害者家族からは、「事件発生直後に突然呼び出され、学校の相談室で中途半端な説明を受けた後、精神的に不安な状態のまま何時間も待たされた結果、学校が自分にとってよくない場所になってしまった。学校をトラウマの場にしないこと、被害者等の変化に応じたケアを行うには、定期的に話を聞く時間をつくり確認したほうがいい」とのメッセージをいただきました。

関係各位の御協力によりすばらしい内容の研修になったと思います。私の反省点としては、多くの参加者を集められなかったことです。原因は、開催日の設定です。教育委員会の担当者とも相談してスクールカウンセラーや養護教諭が参加しやすいように土曜日に決めました。しかし、教育委員会主催の研修ではないので仕事として参加してもらうことができず、また土曜日にしたために市町職員等の参加が難しくなっていました。教育委員会の担当者に協力いただきましたが、組織的な協力の必要性を痛感したところです。

2年間の研修事業を振り返り、県、市町村は、異動により関係構築に時間がかかることや、相談が少ない上にいつ相談対応が求められるかわからない状況などを考えれば、事例検討のような研修を継続して実施することで、理解を深められると考えています。犯罪被害者等支援は、極めてセンシティブな個人情報を扱うため、関係機関間の信頼関係は必須であり、顔の見える関係を構築することによって、円滑に途切れのない支援が実施できます。滋賀県においては、OVSCと警察を中心とした支援ネットワークを、顔の見える関係として深めることが重要であり、さらなる連携の強化に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。

滋賀県の取組が皆様の参考になれば幸いです。

滋賀県総合企画部県民活動生活課
消費生活・安全なまちづくり係